

6月2日(月)  
申請受付開始!

瀬戸内市にお住まいで

39歳以下の新婚世帯※の方へ

※令和7年1月1日から令和8年3月5日までに婚姻届を受理された夫婦



瀬戸内市結婚  
新生活支援事業

住居費補助が  
受けられます!

夫婦ともに  
29歳以下  
最大**60**万円

夫婦ともに  
39歳以下  
最大**30**万円

対象費用は  
こちら!

※対象期間内に支払った  
費用が対象となります。

予算到達時点

先着順

受付終了



住宅  
購入費用



住宅  
リフォーム  
費用



住宅  
賃借費用



新居への  
引越費用

【申請・お問合せ先】 こども・健康部 こども家庭課こども政策係

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300番地1 TEL: 0869-24-8015(土日祝日除く 8:30~17:15)

申請前に必ずご相談ください!

詳しくは裏面をご確認ください。

# 瀬戸内市結婚新生活支援事業補助金

## 対象世帯

全ての項目を満たす必要があります。

1. 令和7年1月1日以降に婚姻届を提出・受理されていること
2. 申請日において、瀬戸内市内の対象住宅に住民登録をしていること
3. 婚姻届を受理された時点で、夫婦ともに39歳以下であること
4. 夫婦の令和6年の所得※1を合計した額※2が500万円未満であること  
※1 「収入」から必要経費を差引いた額 ※2 貸与型奨学金の年間返済額を控除する
5. 瀬戸内市に定住する意思があること
6. 夫婦ともに市税等の滞納がないこと
7. 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
8. 夫婦ともに暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと
9. 他の公的制度による家賃補助を受けておらず、かつ、生活保護を受給していないこと

## 補助上限額

(婚姻時の年齢が夫婦ともに) 29歳以下 60万円 / 39歳以下 30万円

## 対象費用

対象期間(令和7年4月1日から令和8年3月5日まで)の間に支払った経費

- |  |   |
|--|---|
|  住宅購入費用  | 婚姻日から起算して1年以内に取得した住宅の購入費用<br>✕対象外経費：土地の取得費 / 住宅ローン手数料                 |
|  リフォーム費用 | 婚姻日から起算して1年以内に実施した住宅のリフォーム費用<br>✕対象外経費：倉庫・車庫の工事 / フェンス等外構工事/家電購入・設置費用 |
|  住宅賃費用 | 賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料<br>✕対象外経費：駐車場代 / 物件の清掃代 / 鍵交換代 / 住宅手当相当額           |
|  引越費用  | 引越業者や運送業者に支払った新居への引越費用  |

## 必要書類

申請には、下記書類が必要です。

提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。

共通

- 結婚新生活支援事業補助金交付申請書
- 婚姻届受理証明書 または 婚姻事項が記載された戸籍謄本
- 夫婦の住所及び続柄が記載された住民票
- 令和6年分の所得証明書 または 夫婦の総所得が分かる書類
- 直近の市税等の納税証明書 または 滞納がないことが分かる書類  
※令和7年1月1日時点で瀬戸内市に住民票がない場合は前住所地の該当書類
- 領収書等の写し(対象費用を対象期間内に支払ったことが分かるもの)
- 住宅の売買契約書 または 工事請負契約書 または 賃貸借契約書

該当者のみ

- 住宅手当支給証明書
- 令和6年中に返済した貸与型奨学金の返済額が分かる書類

## 申請期間

令和7年6月2日から令和8年3月5日まで

申請期間中に対象世帯と確認できた場合、  
翌年度に限り申請できる場合があります。  
詳しくはお問い合わせください。

本事業は【フラット35】地域連携型 と連携しています。

詳しくは、住宅金融支援機構のフラット35HPをご確認ください。

